

自主的避難等対象区域（川俣町）に居住していた申立人ら（夫婦及び成年の子）について、申立人子が平成23年9月に福島県外に避難したことに伴って生じた生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）として、平成23年9月分から平成24年3月分までの賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、別紙記載の和解金合計66万9200円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、金24万円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年4月18日

(仲介委員 秋定 和宏)

別 紙

損害項目		対象期間	和解金
帰還費用	帰還交通費	平成 27 年 5 月 1 日から 同年 5 月 31 日まで	¥22, 400
生活費 増加費用	面会交通費	平成 23 年 9 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	¥156, 800
	二重生活による 生活費増加費用		¥190, 000
精神的損害		平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	¥300, 000
和解金			¥669, 200